

世田谷区

との契約での

最低賃金額

は

1,460

時間額

円
※1
です

前年度比
↑
130円アップ

区は、公契約条例により
契約先事業者の労働条件
改善に取り組んでいます

令和7年
4月1日から
スタート

世田谷区との契約での最低賃金額を「労働報酬下限額」といい、世田谷区公契約条例により定められた世田谷区と契約する事業者のもとで働く方の報酬の最低額となります※2

※1 区との契約のうち工事請負契約、業務委託や物品供給等の契約と指定管理協定に適用される最も低い単価

※2 区との契約のうち工事請負契約（予定価格3,000万円以上）、業務委託や物品供給等の契約と指定管理協定（予定価格2,000万円以上）に適用



労働報酬下限額や世田谷区公契約条例
について詳しくはホームページで！

世田谷区 労働報酬下限額 検索

世田谷区財務部経理課公契約担当
TEL 03-5432-2965
FAX 03-5432-3046